

令和7年12月定例会 一般質問 中山武彦議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「子ども政策について」

○中山武彦 皆さんこんにちは。議長のお許しを得ましたので、公明党、中山武彦、一般質問をさせていただきます。

最初に、青森の地震がございました。被災地で今避難されてる方、心よりお見舞いを申し上げます。

最初に、子供政策について質問をいたします。

子供は将来の国を支える主役でございまして、子供自身が幸せな今を生き、成長されるに当たり、大人は子供の声をよく聞き、寄り添って、対話を重ねながら見守り、共に進んでいくとの姿勢が必要だと思えます。しかしながら、子供をめぐる我が国の状況は、コロナ禍以降、自殺の多さ、またいじめや不登校の増大、児童虐待、子供の貧困、ヤングケアラーなど、実態はより深刻になってきていると思えます。まさに、子供の幸福に向けての政策を総動員しなければいけないと思えます。

そのような中で、令和5年、国は、それまでの個別施策での対応から包括的なこども基本法の制定、施行、そしてこども家庭庁を発足させました。子供の権利を尊重し、子供が意見を表明することや、また子供にとっての最善の利益を図ることの重要性が明示されました。社会の中で子供を中心とするこども政策が進められようとしております。

そこで、今回、子供に関する条例について質問をいたします。

香芝市が今年の3月に策定された香芝市こども計画には、基本目標の一つに「こどもがのびのび育つまちづくり」が挙げられておりますが、そこでの基本施策として、子供の権利に関する啓発がうたわれており、具体の事業に子どもの権利条例の制定及び啓発が明記されております。香芝市は、以前、人権尊重のまちづくり条例を制定、施行されておりますが、これから子どもの権利条例の制定を目指すことで、子供の人権を含む様々な人権問題の解決や人権教育、啓発がこれまで以上に進むことになると考えております。

そこで、最初の質問ですが、市が子どもの権利条例の制定を目指すに当たりまして、現在推進されている人権施策である人権尊重のまちづくり、人権教育の推進について質問をいたします。

人権尊重のまちづくりについては、どのような取組をされているのでしょうか。

これで壇上から1回目の質問を終わります。

○市民環境部次長 本市では、平成7年9月11日に、あらゆる差別をなくし、人権が尊重されるまちを目指すとして、人権擁護の市を宣言してございます。また、令和2年4月1日に

は、香芝市人権尊重のまちづくり条例を施行してございます。これらの趣旨にのっとりまして、人権擁護委員や香芝市人権教育推進協議会などと連携をいたしまして、人権に対する理解を深める講座や講演会、パネル展の開催、また人権週間に合わせました街頭啓発の実施、相談窓口の設置など、継続的に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○**中山武彦** 人権尊重のまちづくり条例を今読みますと、全ての人の基本的人権を尊重することを基本理念に定めまして、市の責務として必要な人権に関する施策を積極的には進められるということでもございました。現状では主に啓発と相談窓口の設置等されていることですが、子供に関するということで、人権教育の推進に関しても教えていただきたいと思っております。特に子供たちの具体的な取組についてはどうされておるのでしょうか。

○**市民環境部次長** 生活の中にごございます様々な人権課題に気づき、学んでもらうために、小・中学校に出向きまして、講座を実施しているほか、今年度は子ども人権映画会を開催し、親しみやすい学習機会を提供するなど、人権教育の推進に向けた取組を進めているところでございます。

また、各学校におきましては、人権学習や人権作文の募集、人権の花運動などに取り組んでいただいております。

以上でございます。

○**中山武彦** 子供の人権課題に気づいていただいて学んでもらうための人権教育を推進されるということでもございますけども、通告書にも書いておりますけども、今年3月に、誰一人取り残さない社会を実現するという香芝市こども計画というのを策定されております。子供の権利擁護を主眼とする子どもの権利条例の制定ということに新しい事業が明記されておりますが、私は、未来の主演である子供と若者の声を市政に反映するような取組は大変重要だと思ひまして、過去に様々質問させていただきました。中でも、子ども・若者の声を聞くための施策というところを提案もいたしましたけども、なかなか子ども・若者の声を受け止める仕組みづくりというものは香芝市ではあまり蓄積されていない、ノウハウもないということでもございました。けども、こども議会を今回されまして、一気に進められるというふうな感じがしております。

そこで、改めて、条例制定を目指すことになった経緯について教えていただきたいと思ひます。

○**子ども家庭部次長** 香芝市の次世代を担う子供たちの健やかな成長と幸福な暮らしを実現するために、日常生活のあらゆる場面で子供の人格及び権利を尊重し、その声を大切にすることで、子供が安心して健やかに成長できる地域社会の実現を目的とし、その基本的な理念及び施策の基本となる事項を定め、市の責務並びに保護者、市民、学校関係者及び事業者の役割を明らかにするために、子どもの権利条例を制定する必要があると考え、令和7年3月に策定いたしましたこども計画に条例の制定を進めることを記載させていただきました。

以上です。

○中山武彦 子供の健やかな成長と幸福な暮らしを実現するというこゝで、香芝市の条例制定の必要性を強く認識された上での計画への盛り込みと、こう思いますが、今後の子供の意見を丁寧に聞くこゝも議会などに取り組みられてきておりますけれども、ご承知のとおり、日本では子供の権利を認識することは長らくは進んでこゝなかつたという歴史がございます。子どもの権利条約を批准したのが1994年。それから、子供への体罰等を禁止されたのは最近でございますし、こゝも基本法の制定までは30年かかっているわけです。香芝市は、このような我が国の実情を踏まえて、条例の文言規定だけではなくて、上滑りしないような政策をお願いしたいと思ひます。

質問いたしますけれども、市が認識されている子どもの権利条例の制定の意義また背景について教えてください。

○子ども家庭部次長 子どもの権利条例を制定することによりまして、当事者である子供の意見や利益が最大限尊重される社会を実現することができるものと思料しております。特に本市が検討している子どもの権利条例におきましては、単なる理念的な内容にとどまらず、子供の視点に立つた具体的な法規範性を伴う規定について盛り込んでいくつもりの方針でございます。

以上です。

○中山武彦 子供の意見が最大限尊重されるようにお願いしたいと思ひますが、大変重要な意義が込められていると思ひます。理解いたしましたけれども。

それでは、**条例制定作業の具体的な進め方**について質問いたします。

制定作業をどう進められるのかについて、大変重要な手順になるものと思ひます。特に子供が間に入ってというようなじゃなくて、主体的にというところで意見を表明するという権利を行使してもらう、できるようにするというこゝ。子供自身のこの権利の理解、子供自身がこの権利を理解すること。現状では、大人の間だけでなく、恐らく子供自身もまだそういう権利意識は不慣れであると、こう思ひますが、子供への寄り添い、子供との対話が大変鍵になると思ひますけれども、それをどう進めていくお考えなのか、教えてください。

○子ども家庭部次長 具体的な進め方に関しましては、これまでも説明をさせていただいておりますが、**本市の附属機関である子ども・子育て会議で意見を聴取させてもらいまして、子どもの権利条例の策定に専門家の知見を有する弁護士からご助言をいただいて指導を受けた後、教育委員会をはじめとする教育機関へのヒアリング、パブリックコメントを考へております。また、教育委員会と連携し、子供自身からの意見を聴取していくこゝも検討しております。子供からの意見を中心に広く聞き、市民に開かれた策定をできるように努めていきたいと思ひております。**

以上でございます。

○中山武彦 策定の姿勢として、子供の意見を聞くということですが、子供自身が自ら私の権利との自覚をして、そういう意識を持って意見を表明するというこゝと、何か尋ね

られて答えるというのではなかなか答えの中身が違ってくると思います。そうしたことについて、子供自身の選択、決定を大切にすることが大変重要だと思いますけども、子供の年齢や経験の違いなどがあって、子供にもかなりの意見の幅があると、このように思います。やはり、子供の声を聞くことにこれまで以上に保護者や学校、教員のサポートが必要になってくると、このように思います。子供さんの選択と決定を尊重するという姿勢を大事にしながら、どこまでの範囲を意見として聞くのかなど細かい検討を重ねて、できる限り丁寧にお願いをしたいと思います。

それで続きまして、質問をいたします。

子供の意見や利益が最大限尊重される社会の実現という制定の意義も考えますと、学校教育に関する事項も明記される必要があると考えますが、具体の規定がされたとしても、いじめの問題、具体の規定、条例には規定されないかもしれませんが、いじめの問題や、また不登校など、学校教育に関する諸課題の解消も、こども政策として一体的に講ずべき政策であると思います。

そこで、子供の具体的な権利の保障について質問いたしますが、最初に、学校現場におけるいじめの問題について質問いたします。

いじめは、いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じたり、学校を休む結果になり得る行為でありまして、重大事態ともなれば、子供の生命、生存及び発達に関する権利を害し、長期に休む結果になれば、不登校との地続きになる問題でございます。子供の最善の利益の保障を妨げてしまいますので、言うまでもなく、学校現場での対応はじめ、あらゆる手段で解決すべき問題だと思います。

そこで、具体的に香芝市の対応を質問いたします。

まずは、香芝市のいじめの認知件数はどのように推移しているのか、教えてください。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 本市の過去3年間におけますいじめの認知件数は、令和4年度は1,444件、令和5年度は1,182件、令和6年度は993件であり、児童・生徒1,000人当たりに換算いたしますと、令和4年度は198.0件、令和5年度は166.4件、令和6年度は148.6件でございます。

以上でございます。

○中山武彦 過去3年間では認知件数ちょっと下がってる部分もございますけども、傾向として良い方向に進んでるのではないかなと思います。香芝市の認知件数、他の自治体との比較では多いのか少ないのか、いかがでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 全国の学校におけます児童・生徒1,000人当たりのいじめの認知件数につきましては、文部科学省による児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査及び学校基本調査を基に算出いたしましたところ、令和4年度は71.0件、令和5年度は77.1件となっております。全国の学校に比べて2倍以上の件数のいじめの認知をしてることとなります。

以上です。

○中山武彦 全国と比較して2倍以上というところでは、かなり多いという認識がございまして、これ悪化してるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これはどう捉えればいいのでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 いじめ防止対策推進法に定義されますいじめに該当する事象につきましては、成長過程にある児童・生徒が集団で学校生活を送る上で、不可避免的に発生するものでございます。この点に関して、文部科学省は、在籍する児童・生徒の人数にもよりますが、いじめの認知件数が少ない、または全くない学校につきましては、いじめが少ない、または全くない、すばらしい学校であると評価をするのではなくて、むしろ教職員の目が行き届いておらず、いじめの見逃しのおそれのある学校として捉えており、反対にいじめの認知件数が多い学校につきましては、教職員の目が行き届いていると考えられる学校であると評価するという方針を明確に示してございます。したがって、香芝市いじめ防止等のための基本的な方針に記載しているとおおり、本市につきましては、いじめを積極的に認知しているものであり、認知件数が多いこと自体に問題があるとは考えておりません。

以上でございます。

○中山武彦 確かに、少ないからいいとは思いませんし、やはり言い出すと恥ずかしいということがあったり、また逆にいじめられるということもありますし、なかなか言い出せないというケースがある中で、かえっていじめが認知されることというのはやはり目が行き届いてるという、いじめは不可避であるから認識、認知されるということは、決して悪いことではないというふうな理解ですね。

そういったことで、過去3年の傾向としての減少してきているということはさておいて、今年度も減少は続いているのかどうか、7年度の認知件数はどうなのか、教えてください。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 直近で集計いたしました令和7年7月31日時点のいじめの認知件数にはなりますが、その件数は565件でございまして、令和6年度の同時期におけるいじめの認知件数が572件でありますことから、同程度のいじめの認知件数となっております。

以上でございます。

○中山武彦 同程度、ちょっとは上がってるって感じがいたしますが。

この香芝市内で少なからずいじめの被害は認知されているという中で、それぞれ被害を受けたことによる、いじめがあったことの申告があれば、どのような対応を今現状でされるのか、教えていただけますか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 いじめの被害を受けたことの申告等があった場合につきましては、状況に応じて簡易な調査の実施、負傷部位の確認及び手当、防犯カメラの撮影画像等の確認等を行い、管理職またはいじめ防止対策校内委員会におきまして、いじめの該当性を判断いたします。

いじめの認知をした場合につきましては、被害児童・生徒の自宅に架電し、または家庭訪

問し、被害児童・生徒及びその保護者に対しまして、徹底して被害児童・生徒を守り通すことをはじめとして、市の基本方針及び学校の基本方針に基づいて対応していく旨を説明することとさせていただきます。

また、いじめ防止対策校内委員会で、被害児童・生徒及び加害児童・生徒への支援や指導の内容及びその方法、保護者への連絡の内容及び連携の方法並びにいじめの客観的事実を確認するための詳細な調査に係る具体的な方針及びその体制につきまして決定し、対応していくこととさせていただきます。

以上でございます。

○中山武彦 ただいま説明していただきました。今、恐らく、いじめ被害者、加害者への助言とか指導等含めて、1日から4日、三、四日の中でされてるといふふうに思いますが、現状ではそういった対応されてるといふことですが、今後どのような対応するのか、そこを教えていただけますか。強化される点等あれば教えてください。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 令和7年10月16日に改正いたしました香芝市いじめ防止等のための基本的な方針では、これまでのような抽象的な記載にとどまらず、いかなる場合に、いかなる者が、いかなる時期に、いかなる行動すべきかということがその記載そのものから看取することができるものとなっております。

今後につきましては、教職員等の研修や組織体制の充実を図りまして、本方針に基づいて適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 まだ、これから運用もされていくと思うんですが、適切な運用で、校内の件数からいくと、校内での委員会も相当数開かれてると思いますので、そのあたりの、今までの運用も含めて、いろいろとブラッシュアップしながらというか、評価しながら、チェックしながら、またよりよいものにしていただきたいと思います。

次に、子供の権利擁護という観点から考えて質問いたします。

子供自身には、いじめられる子供は決して悪くないという認識、意識を根づかせるというふうなことが必要であると思いますし、また周りの子供たちも、いじめられてる子を励まされるように、孤立させないような友人関係を築けるようなことが必要だと思いますけども、子供自身の権利の保障の認識につながる取組をさらにお願いをしていきたいと思えます。権利擁護は、また後ほど質問させていただきます。

続いて、不登校について質問いたしますが、不登校の子供に対しては、これまで行政的にはあらゆる手段を用いて支援を行って来ていると思いますけども、子供の学習する機会を保障する観点から、これまで以上に十分な支援が必要になってくると思います。香芝市の不登校の子供の数、どのように推移しているか、まずは教えてください。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 本市の過去3年間におけます不登校を理由に30日以上欠席した児童・生徒数につきましては、令和4年度は小学校70人、中学校137人で、合計207人、全体に占める割合につきましては2.83%でございます。令和5年度につきましては、

小学校96人、中学校143人で、合計239人ございまして、全体に占める割合につきましては3.36%でございます。令和6年度は、小学校81人、中学校146人で、合計227人、全体に占める割合は3.28%ございまして、なお令和7年11月30日時点におきましては、小学校は18人、中学校は83人の計101人でございます。

以上でございます。

○中山武彦 現状を教えてくださいましたけども、もうかなりの数の方がいらっしゃいますが、不登校の子供の数、全国調査の傾向を調べますと、昨年度は過去最多というふうなことをお聞きいたしました。12年連続増加という状況で、小学校は全体の2.3%、中学校では6.8%になるとのことございましてけども、香芝市としては現在の不登校の子供の推移についてはどのように捉えているのでしょうか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 令和5年度末までは、本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にありました。その理由といたしましては、保護者の不登校に対する意識の変化とともに、令和2年度から令和4年度までの3年間におきまして、長期化するコロナ禍における不安、生活環境の変化、学校生活における制限等の影響が少なからずあったと考えられます。学年が上がるにつれて不登校児童・生徒が増えていることが見受けられるため、兆候を察知したときに、できる限り早く学校と関係機関が連携して支援を行う必要があると、このように考えております。

以上でございます。

○中山武彦 では、子供が不登校になるきっかけ、要因については、香芝市はどのように考えていますか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 不登校の要因につきましては、必ずしも明らかでないことも多くありますが、小学校低学年におきましては、母子分離ができてないことや集団参加への不安から不登校となっているなどの状況が確認できております。また、小学校高学年から中学生へと学年が上がるにつれて、友人関係の不安、学習への不安、無気力、家庭状況等、不登校の理由が多岐にわたっている状況でございます。人間関係が複雑になるため、人との関わりに関する悩みが増えたり、学習や進路への悩みや焦りから不安感が増したりし、不登校となっているものと考えられます。

以上でございます。

○中山武彦 はっきりと分からないというところが正直なところだと思いますが、以前にもお話しいたしましたけども、不登校の要因を調べる調査、文科省の問題行動等生徒指導上の諸問題という調査結果では、この原因としては、先生に質問してるということで、本人に関わる原因、要因がかなり多くなっている結果になってると。ただ、今度、教育機会確保法第16条による調査では、これは子供本人に聞く調査だと思いますけども、やはり学校関係等が要因になっている結果として多いというふうなことも出てます。両極端な結果になっております。子供にとっては、やっぱり学校側が不登校のきっかけだという話をしてるわけですね。あらゆる要因があると考えておりますけども、しっかり対応して見守っていただき

いと思います。

以前にも質問したことがありますが、未然に不登校を防ぐような取組があれば教えてください。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 児童・生徒の変化を察知し、未然に防ぐために、組織的に対応することが必要であると考えておりますので、令和6年度からは、児童・生徒が毎日の気分や体調を入力し、教員が継続的にその様子を把握することができるオンラインフォームを導入するとともに、気になる児童・生徒の様子を校内で共有する「気付き見守りアプリ」を活用し、児童・生徒が不登校になる前に支援ができるような取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 昨年から始められてるところで、ちょっと、計画上、進められて効果も出てきているのかなと思うところですけども、現在不登校の子供に対してはどのような対応をしているのか、教えていただけますか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 不登校児童・生徒に対しましては、担任の教員に任せただけではなく、学校の代表であります学校長が自ら家庭訪問を実施するなど、児童・生徒一人一人に寄り添い、不登校の問題に取り組んでいるところでございます。

市内各校にスクールカウンセラーを配置し、不登校児童・生徒及びその保護者の心のケアを図るとともに、学校支援室に配置しておりますスクールソーシャルワーカーが不登校の背景に家庭の課題、学校での人間関係等が隠されている可能性を念頭に置き、福祉相談支援機関等と連携して、解決の方法を探っております。

また、適応指導教室への通室のほか、保健室登校、別室登校、放課後登校等によりまして、不登校児童・生徒の状況に応じて、学校における学びの機会を確保しております。

なお、不登校児童・生徒及びその保護者と十分に相談した上ではなりますが、必要に応じて自宅や別室で授業を受けることができるよう、オンラインによる授業配信により、学びの機会の確保に努めております。

以上でございます。

○中山武彦 子供の権利というところは、やはり教育を受ける権利でありますし、学習権を保障する上では、学びの機会を支援していく必要があると思いますので、その辺の確保をお願いしたいと思います。

15歳までが義務教育の期間というところで、不登校の期間があったとしても、学びの機会を十分確保していただければ、学習もしているというところであれば、不登校の子供、またその保護者の代表的な心配事である進級とか卒業というところについて安心できるのかなと思います。

また、卒業後の進路についても悩みになってくると思いますが、特に卒業後の進路に関してどのような対応されてるのか、教えてください。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 社会的な自立を見据えまして、中学校卒業後の進路選

損の一助とすることを目的に、定時制、通信制及び寮のある高等学校につきまして、各校の教育理念、教育活動等を知る機会とするために、個別相談会を実施し、そのうち、寮のある高等学校につきましては見学会を実施しているところでございます。

以上でございます。

○中山武彦 様々な現場でなされているということで、大変感謝いたしますけども、子供の具体的な権利として、不登校について質問させていただきましたけども、不登校の子供に対する今後どのような取組をしていくのか、教育長にちょっとご答弁いただきますが、いかがでしょうか。

○教育長 失礼いたします。

不登校に至る原因は児童・生徒ごとに異なることから、まずは児童・生徒、そして家族の置かれた状況やその思いに丁寧に寄り添うとともに、子供を大切にすることによって、それが重要であると考えております。学校長や教員に対して、常にその考えを伝えているところであります。そして、今後においても、子供の自立に向けて伴走するという思いを持って、しっかりと不登校児童・生徒の支援をしていきたいと思っております。

○中山武彦 ぜひとも、よろしくお願いを申し上げます。

3番の子供施策の最後に、子供の権利擁護について、ちょっとここで伺いたいと思っております。

子供に関する条例の制定を目指すに当たりまして、香芝市として、子供たちの権利を守り、保障する責任体制を構築することが重要だと思います。現状において、子供の権利に関する子供自身と大人の認識の低さ、また子供や若者が尊重されない、意見も聞かれない状況を改善していくための体制強化が重要だと考えます。例えば他市の条例の条項には救済及び相談の項目がございます。また、子供の権利擁護委員などの規定を置いているところもございます。香芝市も関係機関と連携して、権利救済を行う機関の設置などを条例に盛り込んで取り組む必要があると考えますけど、このことについて香芝市はどのように考えているのか、教えていただきたいと思っております。

○子ども家庭部次長 子どもの権利条例の立案につきましては、弁護士や教育・保育の専門家の意見を聞きながら、内容の検討を進めているところでございます。議員お尋ねのような権利救済を担う機関を設置することなどについても、その必要性について検討していきたいと考えております。

以上です。

○中山武彦 それでは、市長にまとめて伺いますけども、子どもの権利条例制定というところで、目指すべき政策効果についてお答えいただけますでしょうか。

○市長 子どもの権利条例につきましては、現時点におきましては具体的な条項等を提示する段階にはございませんが、一人一人の子供たちが自分らしく生きる権利を持つ存在であることを子供たち自身が認めることができるようにすることを特に重要視したいと考えてございます。そのための具体的な権利の規定や本市の機関等が取るべき具体的な措置に

関する規定などを置くことを目指しているところでございます。

なお、先ほど子ども家庭部次長からも答弁をさせていただきましたが、子供たちが市政等に対して意見を表明する機会を保障する規定、これにつきましては、意見表明権というような権利の規定となることも目指してございますが、そういった規定であったり、単に理念的な内容にとどまって、いわゆるプログラム規定と呼ばれるようなものにとどまらず、子供の具体的な権利につきまして、行政に対して一定の措置を講ずることを請求することができるような具体的な法規範性を伴う規定を置くことを検討してございます。

いずれにいたしましても、本市といたしましては、児童憲章の理念に基づきまして、全ての子供たちが人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、良好な環境の下で育つことができる地域を目指していくものと考えてございまして、子どもの権利条例の制定につきましては、その施策の推進に大きく資するものと考えてございます。

○中山武彦 ご丁寧な答弁ありがとうございます。

今までお話しさせていただきましたけども、子供の意見を聞くについても教員のサポートが必要でございますし、丁寧な取組をしながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

「心の健康相談について」

○中山武彦 続いて、2番目の質問に入りたいと思います。心の健康相談について質問いたします。

心の健康、精神疾患については、以前市議会の質問でも取り上げさせていただきました。現代は、物価高騰の折、賃金も上がらないという経済的な問題もございまして、子育ての大変さ、また教育、介護の負担などのこと、また親子関係や夫婦間の問題、誰もが心の健康を損なう、また損なって、気分が落ち込んだりして、大変心に不調を来すようなリスクがある時代だと思っております。また、一生のうちで、心の健康を損ない、何らかの精神疾患を経験される方は5人に1人とも言われております。日常生活において、こうした悩みの相談、一般的には家族や友人、知人等に相談されることが通常であるかと思っておりますけども、気分の落ち込みが続いて、塞ぎ込んだりいたしますと、人と会うのがおっくうになったり、また孤立してしまったりして、相談ができなくなる、大変つらくなると思っております。自らの心の健康を守る予防的なメンタルヘルスについても以前お聞きいたしましたけども、適度な運動等、そういった話もお聞きいたしました。しかしながら、つらい症状が続くときは、やはり専門家のカウンセリングや精神科医の診察を受けて、治療に入られることが非常にできればいいかなと思っておりますが、香芝市には心の健康相談室がございまして。

そこで、この心の健康に関する香芝市の支援について、今回改めて質問いたします。

まずは、香芝市の心の健康相談室についての施策内容を教えてください。

○健康福祉部長 心の健康相談室は、市内在住及び市内在职者の心の健康増進を目指し、平

成25年4月に香芝市保健センターに設置し、13年目となる令和7年度から直営で運営しております。受付及び相談時間は、平日の午前9時から午後5時となっており、完全予約制で実施しております。相談料金は1回2,000円でございます。ただし、義務教育卒業までの相談者とその保護者、生活保護世帯及び障害者手帳所持者につきましては無料となるものがございます。

以上です。

○中山武彦 完全予約制ということですが、香芝在住、在職者というところで、ネットでのメールのやり取りができれば、症状等を書き込めて、どのような問題を抱えてるのかというところ等、フォーマットがあれば、話すのが苦手な方も予約できると思いますけども、そういったことはされてませんか。

○健康福祉部長 心の健康相談室の予約につきましては、事前に電話での予約となっております。実際に相談者と電話で相談内容等について確認を行い、心の健康相談室で対応できる内容であるかの判断が必要なため、ネット予約は実施しておりません。相談内容で医師の診断等を希望される場合は医療機関の紹介をし、相談者のニーズに応じた行動ができるようにしている状況でございます。

以上でございます。

○中山武彦 福祉施策の一つとして、一応ソーシャル的な関わりもされているのかなと思いますが、また今後検討もしていただきたいと思います。

心の健康相談室を市が直営で運営されるようになっていくということですけども、専門職の配置、また資格を保有されている状況はどうか、教えてください。

○健康福祉部長 令和6年度の業務委託時の専門職の配置につきましては5名で、そのうち4人は公認心理師及び臨床心理士の資格保有者でございました。令和7年度につきましては、任期付職員1人及び会計年度任用職員6人が在籍し、相談業務に当たっており、合計7人の専門職のうち5人が公認心理師及び臨床心理士の資格保有者でございます。

以上です。

○中山武彦 専門職の方がたくさんいらっしゃるで大変ありがたいと思いますが、直営にされた中で人数が増えておりますけども、相談件数の変化はどうでしょう。

○健康福祉部長 令和6年度と令和7年度におきましては、10月までの相談件数を比較した場合、令和6年度は809件、令和7年度につきましては711件であり、前年度同月比較では98件減少しております。しかしながら、新規のカウンセリング希望者につきましては2週間以内で相談できる状況でございまして、全ての希望者に対しまして支障なくカウンセリング等の相談業務が遂行できていると考えております。

以上です。

○中山武彦 新規希望者は2週間以内というところでされてるということですね。個別相談、個別面談だと思いますので、一定の時間は要すると思いますけども、2週間以内というところで、一応安心できる機関であるかなと、こう思います。

そこで、相談内容について質問いたします。どのような相談内容が多くなっているのでしょうか。教えてください。

○**健康福祉部長** 相談内容の中で多いのは未就学児の発達に関する相談となっております、約4割を占めております。相談件数といたしましては、令和6年度は全相談件数延べ1,181件のうち発達相談は462件、令和5年度につきましては全相談件数延べ1,127件のうち450件という状況でございます。

以上です。

○**中山武彦** 未就学児の発達相談というところで、子供の健診との関わりで、連携してされている、道筋ができています。心強いと思いますが、実際市の相談室が実施されている発達相談の対応、どのようなことがなされているのか、教えていただけますか。

○**健康福祉部長** 発達相談の対応についてでございますが、親子で来所していただき、最初に保護者より子供の発達で心配なことや困っていることを聞き取ります。その上で、新版K式発達検査を実施し、姿勢・運動、認知・適応、言語・社会という3つの領域を中心に、子供の発達の偏り、得意または不得意を把握し、支援方針を保護者と一緒に考えることを実施いたします。また、発達障害の診断等を希望される場合は医療機関の紹介を行います。療育サービスの利用相談を希望され、必要と認める場合は社会福祉課へつないでいる、このような状況でございます。

以上です。

○**中山武彦** まさにソーシャルワーク的なこともしていただいているということで、医療機関での診断も希望に応じてされるということで、療育にもつなげていただいていることですので、子供にとって苦手なところ、不安なところがある程度確認できれば、子供が困らないように、保護者や今後の学校等での対応も生きてくると思いますので、寄り添った形を取っていただきたいと思います。

相談室の発達相談の役割、大変助かると思いますけども、その他の相談内容について、未就学児の発達相談以外の相談内容はどのような状況でしょう。

○**健康福祉部長** 令和6年度の実績よりご答弁申し上げます。義務教育内及び高校生までの子供につきましては、相談件数は延べ175件のうち141件が発達に関する相談であり、次いで不登校等の学校での不適応に関する相談が23件と続く状況でございました。成人以降の相談件数につきましては延べ254件であり、子育てに係る育てにくさや親子関係に関する相談が最も多く、120件でございました。次いで、相談者の不安、パニック症状、疲労等の精神的な不調及び身体的な不調が要因の心の変化が36件、相談者の職場における不適応及び対人関係等が27件と続く状況でございます。

以上です。

○**中山武彦** 高校生まで、子供のことと、また成人以降では、親子関係をはじめ、心身の不調等、対人関係の相談等あるということですけど、こちらの相談に対してはどのような対応をされているのか、教えてください。

○**健康福祉部長** 義務教育卒業までの児童につきましては、児童本人と言葉による相談ができる場合は、本人から困っていることなどを聞き取り、対応を検討いたします。また、低年齢など、言葉での相談が難しい場合には、プレーセラピーにより感情の表現を促し、対応いたします。加えて、発達に関する相談の場合には発達検査を実施し、生活での困り感に対する対応の検査を通じて、保護者とともに理解する支援を行います。高校生以上、成人以降の方の相談につきましては、生活、仕事、対人関係、精神的な不調等の状況を丁寧に聞き取り、相談内容に応じて医療機関や障害福祉サービス、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、具体的な支援につなげる場合もございます。また、必要に応じて継続的な支援を実施し、安心して相談できる体制を確保しております。

以上です。

○**中山武彦** カウンセリングというと、イメージとしてはコミュニケーションの問題等を抱えている方が多いのかなと思ってましたが、割とソーシャル的なことをまずやって、生活再建を始めて、そこから様々なことにつなげていくのかなというふうには今感想を持ちました。

これまで相談者から精神的な不調の相談で人間関係における事例等はどのような関係が相談として寄せられているのか、教えていただけますか。

○**健康福祉部長** 親子関係、夫婦関係及び職場の人間関係についてなどの相談がございました。

以上です。

○**中山武彦** そのような事例では、カウンセリングの役割として、相談者の相手方となる方との連絡とか助言、あるいは両者同時にお話を聞くというような、そういったことも対応としては必要に応じてしなければいけないと思いますけども、そのようなこともされてるんでしょうか。

○**健康福祉部長** 対人関係によって心身に不調を来している場合は、医療機関への受診が必要な状況であるかの把握を行い、受診を提案する場合がございます。福祉サービス等を受けることにより、生活の環境整備ができ、人間関係が円滑になるケースにつきましては関係機関につないでいく支援を行います。また、相談の中で心理教育と呼ばれるような心理学の知見に基づく考え方やアドバイスを伝えることも実施しております。

以上でございます。

○**中山武彦** 私は、専門家によるカウンセリングというのは現在受けたことはございませんけども、今ご答弁にあった心理教育といったところの考え方とアドバイスについては、ぜひ機会をつくっていただいて、教えていただきたいという気持ちはございます。

そこで、最近の傾向について教えていただきたいんですけども、成人以降の相談についてですけども、ここ3年から5年の間でいいんですけども、相談内容の変化、何かあるでしょうか。

○**健康福祉部長** 発達の特性、発達障害という言葉が一般的に広がっていく中で、子供の発達についての相談に来所した保護者が自分自身の発達の特性について考えたいと相談につ

ながることがございます。保護者自身が幼少期に苦手としていたことを通じまして、自身の子供の特性について理解を進めていき、保護者自身が医療機関の受診によりまして自身の発達特性を正確に把握したいと希望することもございます。また、家族関係等の精神的不調を抱える相談者の家族につきましても精神的不調を感じている場合が多くありまして、相談者を通じて心の健康相談室に来室されるケースもございます。

以上です。

○中山武彦 公共の健康、心の健康相談室としての役割というところで、かなり幅広くやっていたかという感想を持ちました。今回質問して、この専門家の方々による子供からその保護者、また成人以降の方々の相談を幅広くさせていただいてるということで、一端を知ったわけでございますけども、カウンセリングはソーシャルワークの役割を持つてるといことも心強く思いました。

最後に、今後、臨床心理における心の健康相談の役割、また効果についてどのようなお考えをお持ちなのか。市民からの相談にはどのような対応を講じていくのか。お考えがあれば、聞かせていただきたいと思ひます。

○健康福祉部長 心の健康相談室は、相談者が一人で悩みを抱え込まないための相談窓口であると考えております。そのため、市民から寄せられる心の不安や悩みを丁寧に聞き取り、必要に応じて医療機関の情報の提供を行うとともに、庁内関係機関等との連携によりまして早期対応と重症化予防を図り、支援が必要な場合には継続して状況を確認し、誰もが安心して相談できる窓口としての役割を今後も担っていきたくて考えております。

また、心の健康相談室が保健センター内に設置されているために、心の健康としての支援だけでなく、精神保健福祉士や保健師といった他の専門職との連携により、家族全体を含めた支援への効果も期待できると考えております。

今後は、直営化によりまして心理士が柔軟に活動できますので、市民への必要な精神保健の事業展開も別に考えていきたくて考えております。

以上です。

○中山武彦 精神保健の事業展開とか講演会、先ほども言いましたけども、市民への様々な気づきになるような展開もお願いしたいと思ひます。

「就活支援について」

○中山武彦 最後に、3番の終活支援について質問いたします。

我が国では、少子・高齢化が進む中で、単身高齢者が増えていくということが予測されておりまして、特に今後は未婚者比率が高くなるというところで、配偶者も子供もいない、身寄りの少ない高齢者が増加していくものと推察されます。

香芝市の高齢者福祉計画によりますと、比較的若い世代や、また香芝では高齢化がまだそんなに進んでない状況があるというところがございますけども、一人暮らしの世帯と配偶

者との2人暮らしの世帯が今増加している傾向が見られまして、将来的には単身高齢者の世帯が増えていくというふうに考えるものでございます。

一般に一人暮らしの高齢者の方の中では、やはり家族や地域コミュニティーとのつながりが薄れてしまって、社会的に孤立する状況があるかと思いますが、このため、日常生活上のちょっとしたお手伝いをはじめ、入院や介護施設に入所することになった際に、身元の保証、また最終的な段階になった、お亡くなりになったときの財産の相談、またお葬式等々の身寄りの少ない方、生前より様々な問題を抱えている場合がございますので、このたび行政として単身世帯の方を中心に支援する体制整備というところで必要があると考えております。

そうした中で、確認の意味で、香芝では身寄りのない方が死亡された場合、その方の埋火葬はどのように対応されているのか、質問をいたします。

○健康福祉部長 身寄りがない方が亡くなられたときには、民生委員等の葬祭執行者がいる場合は、本市より葬祭業者に連絡し、葬祭業者が病院等から遺体を引き取り、通夜や告別式を行わない形式で火葬のみを行い、その後、納骨まで一連の手続を行っております。その費用につきましては、故人の遺留金を充当し、充当してもなお不足する場合は、葬祭扶助費として支出しております。執行者がいない場合につきましては、実績はございませんが、墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、市長が火葬を実施し、同様に葬祭業者に連絡し、対応することとなります。

以上でございます。

○中山武彦 先月、厚労省の社会保障審議会の中では、身寄りのない高齢者らを支援する新たな事業の創設に向けた検討が進められるというところで、その骨格案が整理されたと聞きました。

この新事業については様々な評価がまだある段階ですけれども、支援の裾野が広がるという一方で、人材不足や現場の負担増というようなご意見も出ております。様々な課題解決に向けて、これからそういった国のほうでも進んでいくものと思いますけれども、私は昨年と今年の議会質問の中で、身寄りのない方が亡くなった際に、民生委員さんや、また病院関係者の方が実際大変ご苦労されたという話を聞きまして、葬祭扶助制度上の負担軽減策、また墓地埋葬法9条の適用ができるような準備のお願い等々させていただきました。また、最近増えております、いわゆる終活相談についても香芝市の取組、対応窓口、これについてもお聞きいたしました。

そこで、今回は、委員会視察にも参りましたけれども、そういったことで学んだ内容についてお伺いしたいと思います。

先々月の委員会視察では、横須賀市の担当者から説明の中で、最近の傾向としては、身元が分かっているにもかかわらず本人の意向を確認できない場合が増えてきていると。スマホのロック等があつて、親族の連絡先が分からないという場合があつて、大変増えてきている状況だというふうにご伺っています。このような場合は、墓地埋葬法の適用では、市が直接火葬して、無縁となつ

たご遺骨は市が所有する無縁納骨堂、横須賀市が、市が所有されてる納骨堂がございました。そこに安置して埋葬されるということでございました。

また、このように身寄りがなくて仕方なく墓地埋葬法の適用で火葬されますと、生前本人が望まれていた納骨等が果たされずに、ご本人自身の信教の問題も無視されると。それから、財産の相続、様々なことがあって、個人の尊厳が損なわれてしまうというようなことで、身寄りのない方への支援はなるべく墓地埋葬法の議論にならないようにしたほうがよいとの指摘を受けております。

そこでまず質問したいのですが、香芝市では、埋火葬する場合、引取り手のない無縁の遺骨を受け入れてくださるようなところは市内に把握されているでしょうか。

○健康福祉部長 引取り手のない遺骨の納骨や永代供養をしていただける寺院につきましては、市内に1か所あることを把握しております。

以上です。

○中山武彦 1か所あるということですか。横須賀市は一応公立のところはあるけども、香芝では1か所のところがあるということですよ。民間のところだと思いますけども。

身寄りのない方、ご本人の死後の尊厳を守るために、終活に関する情報を登録して、管理しておくという仕組みを視察先では設けられておりました。これは、緊急連絡先やお墓の所在地等の情報も生前ご本人の希望に基づいて登録をして、本人が意識障害に陥ったり、また死亡された場合には、その情報を特定の者からの問合せに限り開示するというようなことです。ご本人の意思を果たせてもらうように、事前に登録するという事業でございます。香芝市でもエンディングノートのようなものをつくっていらっしゃると思いますが、このような仕組みはあるのでしょうか。

○健康福祉部長 本市では、終活に関する情報を登録する事業はございませんが、一人暮らしの高齢者を対象に、急病等の緊急事態への不安を解消し、住み慣れた地域で安心して生活をするために実施している緊急通報体制運営事業は、緊急通報センターが緊急連絡先や持病、血液型、アレルギーの有無などを把握し、緊急時には病院や消防署等の関係機関に必要な情報を提供しております。また、介護サービスを利用中の方につきましては、担当する介護支援専門員等が緊急連絡先や持病、主治医等の連絡先を把握し、緊急時には病院や消防署等の関係機関に必要な情報を伝えておる状況でございます。

以上です。

○中山武彦 医療関係の情報が主だなと思うんですけども、緊急連絡先等は非常に有効なことだと思いますが、終活情報のような、今、エンディングノートのような記載は、そのような事項があれば、お葬式等、大変本人の生前からの意思が果たされると思いますけども、そういった仕組みというのはどうですか。

○健康福祉部長 本市では、葬儀や墓について生前に本人の意思を登録できる事業はございませんが、介護福祉課が令和6年11月に作成いたしました「わたしノート」は、自分の価値観や生き方、人生の最終段階が近づいてきたときの医療や介護に関することなどを含め

て、自ら考え、家族や大切な人と繰り返し話し合った内容を書き留める冊子でございます。希望する葬儀や墓についても記載するものとなっております、生前に本人の意思を示していただき、家族等が共有される役割も担っているものでございます。

以上です。

○中山武彦 「わたしノート」を私も見させていただきました。介護福祉課のほうで作られてるというノートでございますけども、この冒頭、ページを開きますと、「約7割の方が、これからの医療やケアなどについて自分で決めたり、望みを人に伝えることができなくなるといわれています」というような冒頭の書きぶりがございまして、まさにそういった目的で作られてるのかなと思います。ただ、このノートの保管場所等ですね。最後の行には、やはり「誰かに伝えて、明らかにしておきましょう」と書いて注意書きがなされておりますが、この生前用意された「わたしノート」、準備されても、信頼されてる方に託しておけばいいですが、なかなかできないという場合もあるかもしれませんので、そこが大きな不安かなと思う部分もございます。

その上で、今後の検討になるかと思えますけども、こうした「わたしノート」にたどり着けない方が大変不幸なことにならないように、全ての市民があらかじめ終活情報の緊急連絡先等を登録しておける制度、これをつくればいいと思うんですけども、またさらに踏み込んだ支援策として、墓地埋葬法の適用対象になるようなおそれのある方については、生前より定期的に連絡を取り合うような伴走型の支援ということも開始すればいいかなと思いますけど、こういったところについて、横須賀市さんはエンディングプラン・サポート事業と併せてやってらっしゃいますが、このような取組についても研究していただきたいと思えますけど、いかがでしょう。

○健康福祉部長 本市でも、今後、高齢化の進展によりまして、身近に頼れる人がいない高齢者が安心して最期を迎えられるようにするために、葬儀や納骨の生前契約、家財処分、見守り、死後の事務手続などの支援を行う終活支援センターの設置は有効な手段と考えております。今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中山武彦 以上、質問させていただきました。大変、今後の課題となるところもありますけども、しっかり進めていただきまして、皆さんの市民の不安にならないような施策の検討をお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。